

特別定額給付金について

対象者：令和2年4月27日時点で住民基本台帳に登録されている方

給付額：1人につき10万円

給付方法：世帯全員分を指定口座へ一括振込 個人ごとに分割はできません

申請者：原則として給付対象者の属する世帯の世帯主

申請方法：(1)郵送申請 令和2年5月13日(水)～8月12日(水)

及び期間 (2)オンライン申請 令和2年5月1日(金)～8月12日(水)

給付金の申請(受給)には

本人確認書類の写しと金融機関の通帳の写しが必要です

①本人確認書類の写しとは

世帯主(申請・受給者)本人による申請であることを証明するために、公的身分証明書の写し(コピー)をいずれか1点提出していただきます。

公的身分証明書(以下に記載がない証明書についてはお問い合わせください。)

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・旅券(パスポート)
- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・在留カード(表裏両面のコピーが必要)

②通帳の写しとは

給付金を振り込む口座を確認するために必要となります。

コピーしていただく部分は表紙を一枚めくったページです。表紙ではありませんのでご注意ください。

③世帯主が申請できない場合

世帯主の方が申請できない場合は、代理申請・受給ができます。

世帯主に代わって申請・受給ができるのは次の1.～3.のいずれかの方です。

1. 令和2年4月27日時点で世帯主の方と同じ世帯の世帯構成者
2. 世帯主の法定代理人
3. 親族その他の平素から世帯主の身の回りの世話をしている者等で市町村が特に認める者
(2. 3.の方は追加で書類提出が必要な場合がありますので、お問い合わせください。)

問合せ先：〒370-0590 邑楽町大字中野 2570 番地 1

邑楽町役場 総務課 特別定額給付金窓口

電話：0276-47-5049 (直通)

申請方法については裏面をご参照ください

(1) 郵送申請

手順①

- ・「記入の手引き」を参考に申請書に記入
- ・記入誤り・記入漏れにご注意ください。

手順②

- ・申請者（世帯主）本人確認書類の写し（コピー）を用意
- ・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳、パスポート、在留カード（両面）のコピー いずれか1点
- ・※代理申請を行う場合は代理人の本人確認書類の写しもご用意ください。

手順③

- ・受取口座を確認できる書類の写し（コピー）を用意
- ・金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の表紙を一枚めくったページのコピー、インターネットバンキングの画面の写し等

手順④

- ・手順②、③の写しを申請書の裏面に貼り付け
- ・チェックリストを確認し、し点を記入

手順⑤

- ・返送用封筒に入れて返送

給付は5月末頃より順次振込を開始します。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から

役場の窓口では申請の受付は原則いたしません。

※金融機関の口座がない方は問合先までご連絡ください。

(2) オンライン申請（マイナンバーカード取得済みの場合可能）

マイナポータル上の申請画面（ぴったりサービス）から、世帯主及び世帯員の情報、振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請を行います。

右記 QR コードよりアクセスし、邑楽町を選択して申請してください。

電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です。

ぴったりサービスの操作についての問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル 電話:0120-95-0178



問合先：〒370-0590 邑楽町大字中野 2570 番地 1

邑楽町役場 総務課 特別定額給付金窓口

電話：0276-47-5049（直通）